

13年間の刑事裁判を終えて思うこと

幹事 本村 洋

平成11年4月14日、私の妻(23歳)と娘(11ヵ月)が18歳の少年に殺害されました。

事件発生当初は全国的な報道はほとんどされませんでした。私が法廷への遺影持ち込みで山口地裁と争ったことや検察側が少年へ死刑を求刑したことなどから「光市母子殺害事件」として次第に社会の関心が集まるようになりました。

刑事裁判は、事件が発生した平成11年8月から山口地裁で始まり、紆余曲折した裁判は平成24年2月の最高裁で死刑判決が下されて、ようやく終結しました。事件発生から実に13年の歳月を費やしました。

私の事件が発生した平成11年当時は、刑事司法に「犯罪被害者の権利」という概念すらありませんでした。今でも裁判を傍聴するために遺族が傍聴券を求めて裁判所に朝早くから並んだことを思い出します。

それが、この事件の裁判が終結した平成24年には「犯罪被害者等基本法」や「被害者参加・損害賠償命令制度」など、様々な犯罪被害者の権利を保障する法

律が整備・施行されています。まさに私の事件は、刑事司法の転換期に発生し、その中で刑事裁判が進行していきました。そのため私は常に“古い刑事司法”を体験しながら並行して“新しい刑事司法”を求めてあすの会と共に活動をさせて頂きました。自分の裁判には間に合わなくても、私と同じような不条理を感じる人を少しでも減らしたいという思いからでした。

そして、平成12年1月の“あすの会”決起以降、たった10年足らずで日本の刑事司法に犯罪被害者の権利を確立させたことはたいへんな偉業であり、微力ながらその活動に参加させて頂けたことを誇りに思います。

今回、事件発生当時18歳の少年に死刑判決が下されました。私達遺族の望む判決であり、社会正義を実現して下さった裁判所に心から感謝しています。

私は、この死刑判決を通して“人を殺めることの愚かさ”と“命の大切さ”が社会へ伝わることを切に願っています。そして、この世から犯罪による犠牲者が一人でもいなくなることを天国の家族と共に願い続けようと思います。

活動報告 2011年8月～2012年3月

2011年8月

- 7日 第119回関西集会
- 11日 松村代表幹事代行が、第3回「神奈川県犯罪被害者等支援施策検証委員会」に出席した。
- 29日 大会・シンポジウムの記録「一瀉千里」を発行した。

2011年9月

- 4日 第120回関西集会
- 11日 第105回幹事会
- 14日 宮園幹事が網走刑務所より依頼を受けて「被害者の視点を取り入れた教育」の一貫で受刑者に向けて講話をした。
- 15日 坂口会員が「被害者の視点を取り入れた教育」の一貫として豊ヶ岡学園にて講演した。

- 16日 松村代表幹事代行が、法務省第2回「被害者の視点を取り入れた教育」検討会に出席した。
- 17日 第105回関東集会
- 30日 松村代表幹事代行は全国犯罪被害者支援フォーラム2011にパネリストとして参加した。

2011年10月

- 2日 第121回関西集会
- 4日 松村代表幹事代行は第3回「犯罪被害給付制度の拡充及び新たな補償制度の創設に関する検討会」に出席した。高橋副代表幹事が随行した。
- 9日 第106回幹事会
- 12日 松尾幹事が飯塚市立岩公民館で福岡県犯罪被害者等支援担当職員研修会に於いて「被害者の心情・行政機関へ求めること」について講演した。